

労働保険の手続きは **商工会** 事務組合へどうぞ

鳩ヶ谷商工会労働保険事務組合では事業主の皆様にかわり事務の代行を行います

鳩ヶ谷商工会事務組合のメリット

- ★事業主や家族従業員も特別加入制度により労災保険に加入することができます。
- ★労働保険料の額にかかわらず3回に分割納付ができます。
- ★雇用保険の手続き(取得・喪失・離職票)や労働保険料の申告・納付に関する事務などを代行しますので職業安定所に行く手間が省け事務の軽減となります。
- ★全国労働保険事務組合連合会が行う上乘せ保険などが利用できます。

労働者 1 人から加入が必要

労働保険は原則として労働者を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入することが義務付けられています。労働保険は「労災保険」と「雇用保険」の2つの制度で、労働者とその家族を守る国の保険です。

労災保険とは

業務上の事由や通勤によるケガ、仕事が直接の原因でかかった病気、また不幸にも亡くなられた場合などに、本人やご家族を保護するために必要な保険給付を行う制度です。

1人でも労働者(パート・アルバイトを含む)を雇用している場合加入が必要です。

雇用保険とは

万一失業してしまった場合にその生活を守り、再就職のための援助をしたり、定年後の再雇用や育児・介護などにより賃金が低くなった場合の給付などがあります。

事業主にとっても各種助成金などの制度があり、経営に役立ちます。

ご注意下さい

万一、労働保険の加入手続きがなされていない状態で従業員が労災事故に見舞われ労災保険給付が行われた場合は、事業主からさかのぼり労働保険料が徴収されるほかに保険給付の一部又は全部が徴収されます。

商工会事務組合に委託していただくと

次のような事務を行います。

- 1) 概算保険料、確定保険料などの申告及び納付
- 2) 保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届等の提出
- 3) 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
*一人親方等の特別加入は取り扱っていません
- 4) 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- 5) その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務

委託できる事業者は

常時使用する労働者が300人以下（卸売・サービス業は100人以下。金融・保険・不動産・小売業は50人以下）

事務代行手数料(消費税込)

平成 28 年 4 月 1 日

従業員数	月 額	年 額
1~4人	1,944円	23,328円
5~10人	2,592円	31,104円
11~15人	3,888円	46,656円
16~30人	5,184円	62,208円
31人~	6,480円	77,760円

*特別加入者1名につき2,160円プラス（年額）

お問い合わせ・お申込みは

鳩ヶ谷商工会

TEL048-281-5555 FAX048-285-6630

- にVをお願いします
 資料を送って欲しい。 担当者から連絡が欲しい

事業所名		住 所	
TEL		FAX	

*ご記入いただいた情報は本事業以外には利用致しません。